

邑楽町告示第70号

令和3年第1回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年3月2日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 令和3年3月9日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○不応招議員（なし）

令和3年第1回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和3年3月9日（火曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度邑楽町一般会計補正予算 第6号)
- 第 5 議案第 1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 6 議案第 2号 群馬県市町村公平委員会の規約変更に関する協議について
- 第 7 議案第 3号 邑楽町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 4号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 5号 邑楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 6号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 7号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 8号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第 9号 邑楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第10号 邑楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第11号 邑楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第12号 邑楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第13号 邑楽町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第14号 邑楽町農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第15号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第16号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第17号 邑楽町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

- 第22 議案第18号 邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
- 第23 議案第19号 邑楽町障がい者福祉計画について
- 第24 議案第20号 令和2年度邑楽町一般会計補正予算（第7号）
- 第25 議案第21号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第26 議案第22号 令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第27 議案第23号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第28 議案第24号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第29 議案第25号 令和3年度邑楽町一般会計予算
- 第30 議案第26号 令和3年度邑楽町国民健康保険特別会計予算
- 第31 議案第27号 令和3年度邑楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 第32 議案第28号 令和3年度邑楽町介護保険特別会計予算
- 第33 議案第29号 令和3年度邑楽町下水道事業特別会計予算

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
松崎嘉雄	住民課長
山口哲也	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
齊藤順一	都市建設課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
内	田	知	栄	書			記

◎開会及び開議の宣告

○神谷長平議長 ただいまから令和3年第1回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時35分 開議]

◎諸般の報告

○神谷長平議長 日程に入る前に、諸般の報告をします。

本日までに受理された請願、陳情は、配付の請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○神谷長平議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において、松島茂喜議員、塩井早苗議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○神谷長平議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から19日までの11日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの11日間と決定しました。

◎日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○神谷長平議長 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員として法務大臣から委嘱されている4名のうち1名の委員が、令和3年6月末日をもって任期満了となりますので、邑楽町大字狸塚在住の猿橋八重子氏を次期委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度邑楽町一般会計補正予算 第6号）

○神谷長平議長 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度邑楽町一般会計補正予算 第6号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度邑楽町一般会計補正予算（第6号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチン接種事業を実施するための経費が必要となりましたので、地

方自治法第179条第1項の規定により、2月8日付で専決処分をいたした次第であります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,039万円を追加し、予算の総額を122億727万1,000円とし、歳入については、国庫支出金2,039万円の増額であり、歳出については、衛生費2,039万円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度邑楽町一般会計補正予算 第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○神谷長平議長 日程第5、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年4月1日から館林市が新たに本組合の組織団体となることに伴い、組規約の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号 群馬県市町村公平委員会の規約変更に関する協議について

○神谷長平議長 日程第6、議案第2号 群馬県市町村公平委員会の規約変更に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第2号 群馬県市町村公平委員会の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に、令和3年4月1日から沼田市、安中市、甘楽町、長野原町、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、西吾妻環境衛生施設組合、邑楽館林医療事務組合、西吾妻福祉病院組合及び吾妻環境施設組合が、令和3年12月24日から富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合が加入することに伴い、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第2号 群馬県市町村公平委員会の規約変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号 邑楽町印鑑条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第7、議案第3号 邑楽町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第3号 邑楽町印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等の多機能端末機で交付できる規定を設けるとともに、性別に関わりなく、自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現に向けて、印鑑登録証明書の性別記載欄を廃止するため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第3号 邑楽町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第8、議案第4号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第4号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、コンビニエンスストア等の多機能端末機において、住民票の写し、印鑑登録証明書等の証明書が取得できるサービスを実施する場合、手数料を免除することができないことから、免除に係る規定を整理するため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第4号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号 邑楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第9、議案第5号 邑楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第5号 呂楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、家庭的保育事業等の保育所等との連携についてなど、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第5号 呂楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第10、議案第6号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第6号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につい

て、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、重度心身障害者の医療費助成について、令和5年8月より県の所得制限が導入されること、また受療の際に食事療養標準負担額の減額に係る電子的確認を受け取ることができるようにするため、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 所管ですので、町長にお聞きをしたいと思いますが、特にこの問題については、第3条以降になると思うのですが、要するに重度心身障害者、これに関わるところの医療費、これをある一定の収入のある方によっては、負担をしてもらうという内容のわけです。

確かに所得の問題もありますけれども、やはり重度心身障害者はふだんから非常に立場が弱いというか、そういう立場に置かれている、弱者と言われている、その層の人たちに、これを負担をさせていくということについては、いかがなものかというふうには私思うのです。

そういう点では、県のほうでは、既にこの改定が示されておるわけですがけれども、例えばではその分の浮いたお金の差額をどういうものに使っていくのかというようなことについては、県のほうでもそれは明確になっていないというふうには話を聞いております。

その点について、邑楽町として、できれば独自にこのことについては免除するというか、そういう点での考え方が町長にあるかどうか、それらも含めてお答えをいただければというふうに思います。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 今回の補正は、今ご質問がありましたけれども、福祉医療制度のいわゆる持続的な制度を進めていくということを踏まえた中で所得制限を設けたということでもありまして、ある意味ではいわゆる所得の増減もありますけれども、その制度の公平性という見地からこの制度の改正をお願いするものでありまして、さて、では余ったといいますか、その財源についてどのように利用するかということについては、これは当然皆さんからお預かりする貴重な財源でもありますから、皆さんに等しく、まさに公平に、町の行政執行ができるような形で使用していきたいと、そのような考え方がありますので、この所得制限の額もそれぞれ決まっているわけでもありますので、所得のある方については、特に具体的なことを申し上げますと、本人のこれは収入ですがけれども、収入の場合、520万円より少ない方、それから扶養ということであれば、扶養者1人ということだと860万円を、それよりも低い方についてということがありますので、一定の公平性が保たれた中で福祉医療制度が今後進めていくのではないかと、こんなふうに思っております。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 税金ですから、常に公平性という話は私も分かりますけれども、やはり置か

れている立場の人たちというのは、今先ほども言われたように、一般の我々とは違う中で生活を強いられているというわけです。

担当課のほうにお伺いをしまして、では邑楽町ではこの該当する人が何人ぐらいいるのかと。それに対する金額的にはどのくらいなのかという点をお聞きしました。そうしますと、これに該当する方は、邑楽町は19人だということだったです。金額にすると350万円と。この場合に、県が負担が半分、2分の1ですから、町で負担するとすれば170万円ちょっとです。これは、この分の金額を予算に計上していただければ、該当する障害者の方からお金を負担していただかなくてもやっていけるわけです。そういう点では、ぜひ町長の英断といたしますか、そういうものをお願いしたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほどもお答えをいたしましたけれども、その事業、事業を行っていく場合には、ひとしく公平性ということがこれからは特に求められていくというふうに思っておりますので、やはりこの制度を持続的に進めていくということを考えますと、このような改正の方法でぜひご理解をいただきたいと、そのように思うわけでございます。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 最後にいたしますが、常に公平性という言葉が出てまいります。私は、要するに受益者負担、そういう考え方になっていくわけですが、こうした考え方、受益者負担は当然、公平性当然ということに、私はそういうものに名を借りた福祉の切り捨てにつながっていくのではないかというふうに思うのです。

考えてみると、一昨年、障害者に対する食事代の負担導入ということがなされました。これは、同僚議員の塩井議員からも触れたことなのですが、当日それに該当する家族の方等がここにも傍聴にたくさん見えられまして、そういう点では、町としてやっぱり福祉、いわゆる食事代の負担についてはぜひ認めないでくれというようなことであったわけですが、多数決によって、これが導入されたわけです。そういった、これをやっぱり一つ一つ許していくことによって、今後負担の範囲が広がっていくというふうに私は思うのです。

今、国会で審議されておりますけれども、国のほうは、私どもからすると、医療の改革法案というふうに思うのですが、医療法等の改定案と、それから医療制度の改定一括法案というのが今2つ審議されています。これは、ご承知のように、75歳以上の今まで1割負担を2割負担にするというような内容になっているわけですが、そういうことを考えてみますと、こういうところで自治体として、国とは違う方向になるのですが、住民の命と暮らしを守るという立場になれば、一つの防波堤の役割をやっぱりやっていくべきではないかと。それが一般の住民から大変喜ばれるような政策にもなっていくわけで、私はぜひそういうことを考えて、今後やっていっていただきたいなということ、これは答弁は要りませんが、そういう考え方でぜひお願いしたいというふう

に思います。

以上です。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第6号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○神谷長平議長 起立多数。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号 呂楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第11、議案第7号 呂楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第7号 呂楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第7号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第12、議案第8号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第8号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、群馬県在宅要援護者総合支援事業補助金の在宅すこやか生活支援事業費補助金として、高齢者に交付している紙おむつ等支給事業、理美容サービス事業が、一般会計から介護保険制度の市町村特別給付へ移行することによる章の追加と、保険料率の期間の改定を行うものであります。

なお、令和3年度から令和5年度までの第8期邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で推計した3か年の介護給付費及び地域支援事業費等の見込額を基に計算した65歳以上の第1号被保険者の介護保険料については、現行の基準月額からの変更はありません。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第8号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号 邑楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第13、議案第9号 邑楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第9号 邑楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する
省令の公布に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であり
ます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第9号 邑楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号 呂楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第14、議案第10号 呂楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第10号 呂楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第10号 呂楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号 呂楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第15、議案第11号 呂楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第11号 呂楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第11号 呂楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第12号 呂楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例

○神谷長平議長 日程第16、議案第12号 呂楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第12号 呂楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第12号 呂楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第13号 呂楽町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第17、議案第13号 呂楽町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条

例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第13号 邑楽町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、本条例を制定したところですが、今回の改正は、町として、さらに管理不全状態の空き家等についても措置が講じられるよう、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第13号 邑楽町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第14号 邑楽町農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第18、議案第14号 邑楽町農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第14号 邑楽町農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例について、

提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農地法における農地を所有できる法人の要件及び呼称が見直しされたことに伴い、本条例の条文整理等を行う必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第14号 邑楽町農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第15号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第19、議案第15号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第15号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、中小企業及び個人事業主の資金繰り支援に引き続き取り組む必要があるため、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第15号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第16号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第20、議案第16号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第16号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県と市町村で協調して実施している小口資金の融資について、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部改正が行われることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げます次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第16号 呂楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第17号 呂楽町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

○神谷長平議長 日程第21、議案第17号 呂楽町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第17号 呂楽町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、館林都市計画地区計画呂楽南地区及び呂楽中央地区の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境を確保するため、本条例を制定いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、都市建設課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 齊藤都市建設課長。

○齊藤順一都市建設課長 議案第17号 呂楽町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について補足説明を申し上げます。

呂楽町都市計画マスタープラン及び呂楽町立地適正化計画において、国道354号沿道における商業機能の適切な規制と誘導を図り、呂楽南中学校、長柄小学校周辺の既存集落の町のまとまりである呂楽南地区を、生活利便性の向上を図る生活拠点に位置づけております。また、おうら中央公園周辺の呂楽中央地区は、都市機能中心拠点の文化交流拠点に位置づけております。呂楽南地区については、令和3年5月1日に地区計画を設定する予定でございますが、これら地区計画の区域内において建築物に関する制限を定めて、適正な都市機能及び都市環境を確保することを目的に、建築基準法第68条の2第1項の規定により条例を制定するものでございます。

第1条は、本条例の根拠及び目的について定めております。

第2条は、用語の定義を定めております。

第3条は、適用区域を定めております。

第4条は、地区整備計画区域内の建築物の用途の制限などの建築物またはその敷地の制限について定めております。

第5条は、建築物の敷地面積の制限の適用除外について定めております。

第6条は、建築物の敷地が地区整備計画区域内の内外にわたる場合の措置を定めております。

第7条は、建築物の敷地が異なる計画地区にわたる場合の措置を定めております。

第8条は、既存の建築物に対する制限の緩和について定めております。

第9条は、公益上必要な建築物の特例について定めております。

第10条は、規則への委任について定めております。

第11条は、罰則を定めております。

附則で条例の施行期日を令和3年5月1日と定めております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第17号 邑楽町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午前11時30分 休憩〕

○神谷長平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時42分 再開〕

◎日程第22 議案第18号 邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に

ついて

○神谷長平議長 日程第22、議案第18号 呂楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第18号 呂楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、提案理由の説明を申し上げます。

第8期呂楽町高齢者保健福祉計画は、老人福祉法を根拠法令として、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき施策の全般を定めるものであり、呂楽町議会基本条例第14条に基づきご提案申し上げる次第であります。

また、介護保険事業計画は、介護保険法を根拠法令として、介護サービス量の見込みや地域支援事業量の見込み等を明らかにして、介護保険料基準額の算出を行い、第8期介護保険料の設定をするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 過日、第8期の計画の冊子が配られました。これと一緒に、障がい者福祉計画も配られました。そこで一つお聞きしたいのですけれども、最上位計画が呂楽町総合計画の中に位置づけられると思うのですけれども、その中で福祉分野の最上位計画の中では、町の地域福祉計画が位置づけられなければならないと。そうしないと、その中の今言った高齢者の保健福祉計画についても同じでありますけれども、この後議題にのるかと思うのですが、障害者のほうの福祉計画についても事業に密接な関係がありますので、お聞きをいたします。

町の地域福祉計画は、どのような形になっておるのかお聞きいたします。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

○橋本恵子健康福祉課長 呂楽町地域福祉計画につきましても、外部の委員の委員会と、あと庁内の策定委員とのそれぞれの会議を経まして、今最終的に取りまとめをしている段階です。

○神谷長平議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 そうしますと、上位計画であるべきはずの地域福祉計画があるのかないのかということについては、まだできていないということでもよろしいかと思うのです。上位計画の地域福祉計画ができていないのにもかかわらず、町の高齢者保健福祉計画ができています。それから、町の障がい者福祉計画もできているというふうなことになるかと思えます。

もう一つは、この計画の中の表の中に、町の社会福祉協議会でつくるのか分かりませんが、

町の地域福祉活動計画というのもあるのです。これも大事な計画の一つです。これは、できていますか、いませんか。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

○橋本恵子健康福祉課長 こちらの社会福祉協議会のほうの地域福祉活動計画につきましては、邑楽町の地域福祉計画と一体的に策定を行っております。

以上です。

○神谷長平議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 ということは、まだ上位計画における2つの計画はできていないということになりますね。昨年10月に、多分10月頃だったと思うのですがけれども、予算をつけて、コンサルをつけて、この計画をつくる予定だったと思うのですがけれども、進行状況は、まだやっている途中ということだったものですから、今後どういうふうにしていくのか。ちゃんとした計画がつくられるのかどうなのか。予算づけしてコンサルをつけた計画ですから、つくれないと困るのであります。これはどんなふうになっているのかお聞きします。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

○橋本恵子健康福祉課長 こちらの計画につきましても、障害者の保健福祉計画と高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と同時期に策定のほうは進めております。今回この議会のほうにかけるといことで、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と障がい者福祉計画につきましては、かけてからの印刷ということになりますけれども、地域福祉計画につきましてはもう印刷のほうに取りかかるような状況まで進んでおります。

以上です。

○神谷長平議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 最後になります。

ということは、今策定中であるということですがけれども、きちんと予算化してコンサルまでつけて計画をつくっているわけですから、いつ頃できるというふうな目算はありますか。

○神谷長平議長 橋本健康福祉課長。

○橋本恵子健康福祉課長 今印刷のほうに回している段階ですので、今年度中に印刷が仕上がりました、皆様に配付のほうができるかと思われま。

以上です。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第18号 邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第19号 邑楽町障がい者福祉計画について

○神谷長平議長 日程第23、議案第19号 邑楽町障がい者福祉計画についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第19号 邑楽町障がい者福祉計画について、提案理由の説明を申し上げます。

この計画は、障害者基本法を根拠法令として、本町に暮らす障害のある人のニーズや課題をまとめ、取り組むべき障害者施策の方向性について定める基本計画であり、邑楽町議会基本条例第14条に基づきご提案申し上げる次第であります。

なお、障害者総合支援法を根拠法令とする邑楽町障害福祉計画、児童福祉法を根拠法令とする邑楽町障害児福祉計画を一体的に策定し、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策を定めております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第19号 邑楽町障がい者福祉計画についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第20号 令和2年度邑楽町一般会計補正予算（第7号）

○神谷長平議長 日程第24、議案第20号 令和2年度邑楽町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第20号 令和2年度邑楽町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,368万3,000円を追加し、予算の総額を125億2,095万4,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、町税1億7,612万3,000円、配当割交付金200万円、国庫支出金7,055万6,000円、寄附金111万3,000円、諸収入3,548万1,000円及び町債6,624万3,000円等の増額と地方譲与税1,320万円、環境性能割交付金303万6,000円、分担金及び負担金218万7,000円、使用料及び手数料459万2,000円及び県支出金1,561万2,000円等の減額であります。

歳出については、総務費2億8,803万3,000円、土木費1,952万9,000円及び教育費1億8,450万5,000円の増額と、議会費163万1,000円、民生費4,285万7,000円、衛生費3,724万円、農林水産業費779万2,000円、商工費6,395万7,000円及び消防費2,490万7,000円の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第20号 令和2年度邑楽町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第21号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)

○神谷長平議長 日程第25、議案第21号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第21号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、
提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,036万9,000円を減額し、
予算の総額を31億5,898万2,000円といたしたい次第であります。

歳入については、諸収入を増額し、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金
を減額するものであります。

歳出については、総務費、基金積立金を増額し、保険給付費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第21号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第22号 令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予
算(第3号)

○神谷長平議長 日程第26、議案第22号 令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第22号 令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ838万9,000円を追加し、予算の総額を3億3,046万3,000円といたしたい次第であります。

歳入については、後期高齢者医療保険料、繰入金及び諸収入を増額し、国庫支出金を減額するものであります。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、総務費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第22号 令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第23号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○神谷長平議長 日程第27、議案第23号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第23号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,726万8,000円を減額し、予算の総額を21億4,676万9,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入、繰入金及び諸収入を減額するものであります。

歳出については、予備費を増額し、総務費、保険給付費、積立金及び地域支援事業費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第23号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第24号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
（第3号）

○神谷長平議長 日程第28、議案第24号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第24号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、

提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ339万5,000円を減額し、予算の総額を2億8,177万3,000円といたしたい次第であります。

歳入については、分担金及び負担金、使用料及び手数料及び国庫支出金を増額し、県支出金、繰入金及び町債を減額するものであり、歳出については、下水道費及び公債費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第24号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。

〔午後 零時05分 休憩〕

〔議長、副議長と交代〕

○松村 潤副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1時00分 再開〕

◎日程第29 議案第25号 令和3年度邑楽町一般会計予算

）

日程第33 議案第29号 令和3年度邑楽町下水道事業特別会計予算

○松村 潤副議長 日程第29、議案第25号 令和3年度邑楽町一般会計予算から日程第33、議案第29号

令和3年度邑楽町下水道事業特別会計予算までを一括議題とします。

町長から施政方針並びに提案説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ただいま一括上程されました令和3年度呂楽町一般会計予算をはじめ、各特別会計予算の上程に当たり、その大綱についてご説明申し上げ、提案理由とさせていただきます。

◎令和3年度予算の概要について

令和3年1月18日に閣議決定された「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によりますと、「総合経済対策」を円滑かつ着実に実施すること等により、令和3年度の国内総生産の実質成長率は4.0%程度、名目成長率は4.4%程度と見込まれ、年度中には経済の水準がコロナ前の水準に回帰することが見込まれています。また、物価については、経済の改善に伴い、需給が引き締まる中で、デフレへの後戻りが避けられ、消費者物価は0.4%程度と緩やかに上昇することが見込まれるとしています。しかし、引き続き、感染症が内外経済問題を下振れさせるリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視することが必要であるとしています。

一方、総務省が令和2年12月に発表した「令和3年度地方財政対策の概要」では、地方税及び地方譲与税は前年度比で減額を見込んでおりますが、地方交付税及び地方特例交付金、臨時財政対策債は増額を見込んでおります。

以上のような状況である中、呂楽町第六次総合計画の後期基本計画のスタートの年である令和3年度は、目標である「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”」の実現を目指し、次のような施策を重点に予算を編成いたしました。

まず、令和3年度も新型コロナウイルス感染症から町民生活を守ることを喫緊の課題とし、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、迅速かつ的確な実施に向けて進めていきます。また、令和2年度より行っている町独自の新型コロナウイルス対策事業の中で、感染症罹患患者見舞金、呂ごはん推進事業など継続的に行うことといたします。また、新たな施策として、町民や企業へのPCR検査に対する補助や、新型コロナウイルス感染症の感染により営業ができない中小企業者への傷病見舞金の取り組みを行っていきます。感染症の影響は生命や健康だけでなく、経済、社会、人々の行動や意識・価値観の変容など多岐にわたり、私たちの日常生活に大きな変化が生じています。令和3年度も町民生活を守るための事業をしっかりと行っていきます。

次に第六次総合計画後期基本計画において、最重点施策の一つ目であり、子どもを産み育てやすい環境の整備であります。子育てするなら呂楽町と実感できるような子育て施策として、今年度も3歳から5歳までの就学前の園児に対し、国の制度である保育料の無償化に加え、町独自の支援として給食費の無償化を引き続き実施いたします。また、新たな対策として、経済的負担の軽減と少子化対策として、町内小中学校に同時に2人以上在籍する第2子以降の学校給食費について軽減措置を行います。また、令和2年度に設置された「子育て世代包括支援センター」では、LINEを使った妊活サポートサービス業務を開始し、より一層相談しやすい環境整備を行い、支援体制

を強化します。

最重点施策の2つ目であります産業振興の推進であります。令和2年度より行っている生活拠点施設整備事業については、令和4年度の事業完了に向けて、用地買収、道路工事を進めていきます。また、新たな産業団地については、群馬県と意見交換を行いながら引き続き調査・研究に取り組むとともに、開発許可条件で許容される民間開発への適地への誘導を行ってまいります。

続きまして、重点施策であります。1つ目は健康・高齢者福祉の充実であります。令和3年4月から施行される「邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、全ての町民が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、多様な主体の参加と協力による地域包括ケアシステムに積極的に取り組みます。また、「みんなで助け合い支え合う町おうら」を目指し、邑助けネットワークの取り組みを支援し、共に支え合い、助け合えるまちづくりを進め、安心して生活ができる環境を整えてまいります。

2つ目は災害に備えた危機管理体制の強化です。コロナ禍においては、避難所の在り方を再検討する必要があります。大規模な地震や台風、風水害等の避難時に「3密」状態による感染が拡大する恐れがあることから、避難所の感染症対策も重要となるため、さらなる体制強化を行ってまいります。災害時に課題とされた情報伝達手段についても、令和2年度より高齢者・災害弱者世帯等を中心に、防災行政無線の戸別受信機導入を進めていきます。災害時の情報弱者を出さないよう、さらなる推進に取り組めます。また、町民の防災意識を高めるために、行政区単位における「自主防災訓練」の実施を積極的に支援し、「自助・共助・公助」それぞれの力を向上し、災害に強いまちづくりを行ってまいります。

3つ目は教育・文化の向上であります。教育施設の整備はおかげさまをもちまして進んでおりますが、各小中学校のトイレの洋式化及び床の乾式化については、まだまだ行き届いていないところでもあります。今年度は令和2年度からの繰り越し事業になりますが、長柄小学校と邑楽南中学校のトイレ等の改修を行います。また、今後も積極的に国の交付金を活用し進めていくために、高島小学校東校舎のトイレ改修の設計費用を計上いたしました。また、各小中学校については、老朽化も大変進んでおり子どもたちが安心して学べる場所の確保のため、各校舎の長寿命化を積極的に進め、現施設を大切に長く使用していくことが必要であります。今年度は邑楽中学校の外壁等の改修の設計を行います。また、小中学校の給食費の負担軽減に合わせて、給食費の口座振替についても導入していきます。

文化面では、今年度も邑楽町中央公民館を文化芸術の拠点として「文化と教育の町おうら」を町内外に発信してまいります。利用価値を高め、町民の文化活動のさらなる充実を図り、交流人口の増加、町への移住定住につなげていきたいと思っております。また、共生社会ホストタウン事業として2020オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして、トンガ王国とのホストタウン及び共生社会を目指してまいります。

これらをはじめとして、全ての事務事業を実施するために調製いたしました令和3年度予算の詳細は、お手元の予算書のとおりであります。予算規模は、一般会計で88億9,650万円、令和2年度に比べ3億750万円、3.6%の増額といたしました。

初めに、一般会計歳入予算について、主要なものを令和2年度との比較で申し上げますと、新型コロナウイルス感染症による町民税の減収が見込まれることから、令和3年度の町税収入見込額は34億2,736万2,000円で、前年度比1億6,306万8,000円の減といたしました。

国による地方財源の保障制度である地方交付税は、決算額を基に推計し令和2年度と同額の10億2,000万円を見込みました。

繰入金については、財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金、ふるさと振興基金のほか、今年度から森林環境譲与税からの繰入れを行い、合わせて7億7,283万5,000円の繰入れを計上いたしました。令和2年度と比較して283万5,000円の増であります。分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金等が増加しておりますが、町税及び地方譲与税等が減少する中で、財源確保の観点から、令和2年度に引き続き財政調整基金繰入金を計上いたしました。

町債は、今後の財政負担を極力抑えながらも、積極的な投資を行うため、令和2年度と比較して1億5,090万円、21.6%増の8億4,930万円ではありますが、そのうちの6割強は、実質的な交付税と言える臨時財政対策債が占めております。

次に、一般会計歳出予算について、大きく増額となっているものをご説明申し上げます。

総務費では、電子地域通貨事業へ596万3,000円、住民基本台帳ネットワーク事業に3,027万1,000円を計上いたしました。

民生費では、子ども・子育て支援事業へ8,061万6,000円、中央保育園管理運営事業に8,541万8,000円、介護給付・訓練等給付事業へ3億6,223万8,000円を計上いたしました。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業へ1億6,869万9,000円、一般廃棄物収集運搬事業へ6,857万4,000円、感染症対策事業へ1,033万7,000円を計上いたしました。

商工費では、消費活性化事業へ1,000万円、新商品開発研究推進事業へ500万円を計上いたしました。

土木費では、生活拠点施設整備事業に2億6,083万7,000円、町道整備事業へ1億100万円を計上いたしました。

教育費では、スポーツ・レクリエーション広場管理運営事業へ3,231万9,000円、小学校補助教員等配置事業へ8,154万7,000円、学校ICT環境推進事業へ696万円を計上いたしました。

公債費では、長期債元金に7億1,976万8,000円、長期債利子に2,698万1,000円を計上いたしました。

◎予算規模について

令和3年度の予算規模についてご説明申し上げます。

一般会計は、先ほど申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額が、88億9,650万円、令和2年度に比べ3億750万円、3.6%の増額であります。

特別会計については、全会計合計で57億8,045万5,000円、前年度比0.6%増といたしました。それぞれの会計の予算総額と前年度比は、国民健康保険特別会計は29億6,102万4,000円で3.5%減、後期高齢者医療特別会計は3億3,445万9,000円で5.4%増、介護保険特別会計は21億293万3,000円で1.3%増、下水道事業特別会計は3億8,203万9,000円で34.0%増となりました。

以上、令和3年度の予算の大綱についてご説明申し上げます。

世界規模のコロナ禍にある中、町内にも将来に対する不安感が増してきているように感じられます。こうした不安感を払拭するためには、町が打ち出す施策が大変重要になってくると思います。財政は依然として厳しい状況であり、国の国債依存度は限界を超えたと言われている状況は変わらず、地方への財政措置がこれまでのように確保される保証はないと言わざるを得ません。

今後も、感染症対策、人口減少社会や少子高齢化の進展、地域コミュニティの希薄化、災害対策等、私たちを取り巻く環境が大きく変化していく中で、行政サービスの取捨選択を図るとともに、立ち止まることなく前進をしていかなければなりません。将来を見据え、今の仕事に疑問を持ち、新しい考え方をしっかりと取り入れ、職員の英知を結集し将来に向かって夢と希望のあるまちづくりを目指して努力していきます。町民の皆様とともに、大いに意見交換を行い、町民の皆様の声の一つずつ誠実にまちづくりに反映していく所存であります。

町民の皆様と議員各位の一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます、令和3年度の施政方針といたします。

なお、詳細につきましては、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤副議長 各担当課長から補足説明を求めます。

横山税務課長。

○横山淳一税務課長 町税の収入見込みにつきまして、補足説明を申し上げます。

予算書の17ページ、18ページをお願いいたします。上段、1款町税、1項町民税、1目個人につきましては、令和2年度の課税実績及び新型コロナウイルス感染症に起因する個人所得の減収などを考慮し、前年度比14.3%減の10億4,149万5,000円を計上いたしました。

2目法人につきましては、法人税割額の税率変更及び新型コロナウイルス感染症に伴う経済への影響などを考慮し、前年度比29.8%減の1億4,168万5,000円を計上いたしました。

中段の2項固定資産税につきましては、令和2年中の地価動向及び企業の設備投資などを考慮し、前年度比3.7%増の18億8,001万9,000円を計上いたしました。

下段の3項軽自動車税につきましては、次のページ、19、20ページに続きます。こちらは、環境性能割の導入及び四輪軽自動車の増加傾向などを考慮し、前年度比0.5%増の9,084万2,000円を計

上いたしました。

20ページ、中段の4項町たばこ税につきましては、税率の変更や消費動向などを考慮し、前年度比3%増の1億6,560万1,000円を計上いたしました。

5項都市計画税につきましては、固定資産税と同様に収入見込額を推計し、前年度比0.1%減の1億772万円を計上いたしました。

以上、1項から5項までの町税全体におきましては、前年度比4.5%減の34億2,736万2,000円の収入見込みとなりました。

以上でございます。

○松村 潤副議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 それでは、税以外の歳入について補足説明申し上げます。

同じく19、20ページをお願いいたします。一番下の表、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税では3,050万円計上いたしました。昨年の実績等を踏まえ、前年度比450万円減額でございます。

続いて、21、22ページをお願いいたします。上の表、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税では9,930万円計上いたしました。昨年の実績等を踏まえ、前年度比1,070万円減額でございます。国が徴収しました税の一定割合を、道路の延長等によって市町村に配分されるものです。

次に、23、24ページをお願いいたします。上の表、6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金では1,514万円計上いたしました。法人事業税率の改定により、制定された交付金でございます。

続いて、7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金では5億2,300万円計上いたしました。消費の状況等を考慮し、前年度比700万円の減額いたしました。

一番下の表、9款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症による地方税減免による減収を補填するための交付金です。受入れのための存目として作成しております。

25、26ページをお願いいたします。2つ目の表、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税です。前年度同額の10億2,000万円計上いたしました。

続いて、12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金は3万1,000円増額の3,780万7,000円を計上いたしました。

27、28ページをお願いいたします。一番上の表、12款分担金及び負担金、3目土木費負担金は、新に7,507万8,000円を計上いたしました。生活拠点施設整備事業の負担金です。

次に、31、32ページをお願いいたします。下の表、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、前年度比837万3,000円増額の5億730万4,000円を計上いたしました。

33、34ページをお願いいたします。上の表、2目衛生費国庫負担金では、1億1,873万8,000円増

額の1億4,880万8,000円を計上いたしました。これは、3節新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の増によるものです。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金では、5,086万2,000円増額の6,014万円を計上いたしました。これは、4節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の増によるものです。

続きまして、41、42ページをお願いいたします。下の表、15款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金では、前年度比1,164万4,000円増額の6,292万円を計上いたしました。今年度行われる衆議院議員選挙執行事務委託金の増によるものます。

45、46ページをお願いいたします。2段目の表、18款繰入金、2項基金繰入金でございます。今年度の繰入れ総額は、5つの基金から7億7,283万5,000円を計上しております。前年度比283万5,000円の増額でございます。

下の表、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金です。昨年度より5,000万円増額の1億円を見込んでいます。

続いて、55、56ページをお願いいたします。下の表、21款町債、1項町債、1目土木債では、道路関係の町債で7,860万円増額の1億9,090万円、2目臨時財政対策債では2億5,380万円増額の5億7,700万円、3目教育債では1億1,930万円減額の4,920万円、5目農林水産業債は1,700万円増額の3,220万円を予定します。

以上、町債の合計は8億4,930万円で、前年度比1億5,090万円の増額を予定しております。

次に、歳出に移ります。59、60ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では3億3,908万3,000円を計上いたしました。前年度比110万7,000円の増額です。

以上です。

○松村 潤副議長 橋本企画課長。

○橋本光規企画課長 続きまして、63ページ、64ページをお願いいたします。2目広報広聴費につきましてご説明いたします。

本年度予算額9,501万2,000円を計上させていただきました。前年度比653万2,000円の増額でございます。

64ページ下段、広報物発行事業におきましては947万8,000円、広報紙やくらしのカレンダーなどの広報物の発行に関する費用。

ページをめくっていただきまして、66ページ中段、情報関連事業では8,552万4,000円、行政事務支援のためのシステム使用料や情報機器等の賃借料、さらにはセキュリティー対策に関するものでございます。

増額の主な理由としましては、68ページ、説明欄上から2つ目、地図情報システム使用料340万6,000円でGISシステムの供用開始に伴う運用経費でございます。

以上でございます。

○松村 潤副議長 築比地会計課長。

○築比地 昭会計管理者兼会計課長 続きまして、同じく67ページ、68ページの中段になります。3目会計管理費についてご説明させていただきます。

本年度会計事務に関わる一般経費としまして、予算額119万6,000円を計上させていただきました。前年度比10万9,000円の減額でございます。支出の主なものは、群馬銀行に依頼しております派出窓口業務手数料でございます。

以上でございます。

○松村 潤副議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 同ページ、4目財産管理費です。財産管理費では3,493万7,000円を計上いたしました。庁舎等の財産管理に要する費用等です。町立集会所の改修工事の終了などにより、前年度比5,168万円の減額でございます。

続きまして、71、72ページをお願いいたします。表の中ほど、5目財政調整基金費では78万円を計上いたしました。財政調整基金の利子分の積立金でございます。

以上です。

○松村 潤副議長 橋本企画課長。

○橋本光規企画課長 同じく71、72ページでございます。6目企画費につきましてご説明申し上げます。

本年度予算額3,610万円、前年度比212万4,000円の減額でございます。企画費におきましては、まちづくり事業といたしまして、地域づくり推進事業における2つのコミュニティ助成事業として、行政区への事業補助金、広域公共バス整備事業といたしましては、その運行に係る経費負担金及び公共バス運行事業者への補助金などとなっております。

減額の主な理由としましては、昨年までまちづくり事業に計上されておりました協働のまちづくり活動支援事業補助金が、補助金審査会事務局である総務課に所管替えとなったことによるものでございます。

以上でございます。

○松村 潤副議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 続きまして、73、74ページ、7目公平委員会費では5万9,000円を計上いたしました。群馬県町村公平委員会負担金でございます。

その下、8目自治振興費では3,209万7,000円を計上いたしました。行政区の区長及びその他の役員の報償、そして行政区の運営に要する費用でございます。

以上です。

○松村 潤副議長 山口安全安心課長。

○山口哲也安全安心課長 同しく73、74ページの上から4枠目になります。9目交通対策費でございますが、1,349万5,000円を計上させていただきました。前年度比16万8,000円の減額でございます。交通安全活動推進事業、交通安全施設整備事業を行ってまいります。

1ページお開きいただきまして、75、76ページをお願いいたします。上から2段目となります。10目防犯費でございますが、762万7,000円を計上させていただきました。前年度比48万2,000円の増でございます。防犯対策事業、防犯灯設置事業を行ってまいります。

以上です。

○松村 潤副議長 松崎住民課長。

○松崎嘉雄住民課長 同しく75ページ、76ページ、11目住民相談費でございます。105万7,000円を計上させていただきました。前年度比4,000円の減額でございます。月1回行われる無料の法律相談等の相談事業でございます。

また、下段、12目諸費のうち、右側説明欄の一番初めの丸、自衛官募集事業が住民課所管でございます。3万2,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○松村 潤副議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 それでは続きまして、同じ12目諸費、説明欄2つ目の白丸、一般経費の中の顧問弁護士謝礼として、前年度同額の60万円を計上いたしました。

以上です。

○松村 潤副議長 横山税務課長。

○横山淳一税務課長 77ページ、78ページをお願いいたします。中段の2項徴税费、1目税務総務費でございます。1億2,992万3,000円、前年度比マイナス775万2,000円の金額を計上させていただきました。内容につきましては、職員人件費及び負担金などの一般経費となっております。

次の2目賦課徴収費は80ページまで続いてございます。賦課徴収費につきましては、本年度予算額4,943万1,000円、前年度比158万円減の金額を計上させていただきました。内容につきましては、町税の賦課及び徴収に係る電算業務委託料などの事務経費でございます。

以上です。

○松村 潤副議長 松崎住民課長。

○松崎嘉雄住民課長 同しく79ページ、80ページをお願いいたします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。1億458万1,000円を計上させていただきました。前年度比707万9,000円の増額でございます。職員人件費、窓口事務事業、一般旅券発給事務事業、人口動態事務事業、住民基本台帳ネットワーク事業、戸籍管理事業の予算を計上させていただいております。この目につきましては、次の83、84ページまで続いております。主なものとしましては、82ページ右欄、説明欄の3番目の丸、住民基本台帳ネットワーク、下から4番目、住基ネットワークシステムハードウェア使

用料でございます。個人番号カードを用いたコンビニエンス交付サービスに対応するものでございます。

以上でございます。

○松村 潤副議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 続きまして、83、84ページ、下の表、4項選挙費、1目選挙管理委員会費では85万3,000円を計上いたしました。

2目選挙啓発費では、前年度同額の11万6,000円を計上いたしました。

3目衆議院議員選挙費では1,928万7,000円を計上いたしました。今年10月で任期となる衆議院議員の選挙に関する経費です。

以上です。

○松村 潤副議長 小林商工振興課長。

○小林 隆商工振興課長 続きまして、85ページ、86ページをお願いいたします。2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査費でございます。前年度比736万円減額の131万6,000円を計上させていただきました。減額の主な要因は、国勢調査員報酬等の減によるものでございます。

以上でございます。

○松村 潤副議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 続きまして、下の表、6項監査委員費、1目監査委員費では、昨年同額の43万2,000円を計上いたしております。

以上です。

○松村 潤副議長 橋本健康福祉課長。

○橋本恵子健康福祉課長 続きまして、87、88ページをお願いいたします。3款民生費です。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、こちらに関しましては、90ページの中段まで続いておりますが、前年度比512万2,000円増額の7,368万6,000円を予定させていただきました。増額の要因といたしましては、職員人件費が主なものとなっております。

そのほか社会福祉協議会への運営費補助事業、民生委員児童委員活動事業、献血推進事業、戦没者追悼式事業、邑多福まつり事業等の各種事業の予算につきましては、前年度とほぼ同様に計上させていただきました。

89ページ、90ページをお願いいたします。下段になります。2目老人福祉費で、前年度比406万3,000円減額の4億1,602万5,000円を予定させていただきました。減額の主なものといたしましては、家族介護支援対策事業266万4,000円、訪問理美容サービス委託料17万円というものが令和3年度より介護保険特別会計に移行したことによるものです。

以上でございます。

○松村 潤副議長 松崎住民課長。

○松崎嘉雄住民課長 91、92ページをお願いいたします。3目福祉医療費でございます。1億9,084万2,000円を計上させていただきました。前年度比1,090万5,000円の減額です。支給実績等を考慮して予定したものでございます。

以上でございます。

○松村 潤副議長 橋本健康福祉課長。

○橋本恵子健康福祉課長 93ページ、94ページの下段をお願いいたします。4目障害福祉費でございます。こちらは、98ページの上段まで続きますが、前年度比1,844万円増額の5億5,673万4,000円を予定させていただきました。この目の事業の主なものですが、3つ目の丸、福祉タクシー使用料補助事業については対象者増を見込み、49万5,000円増額の919万6,000円を、96ページを御覧ください。下から2つ目の丸、地域生活支援事業、こちらにつきましては4,147万1,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○松村 潤副議長 松崎住民課長。

○松崎嘉雄住民課長 97、98ページをお願いいたします。5目人権対策費でございます。389万2,000円を計上させていただきました。前年度比283万円の増額となります。人権啓発推進事業に要する経費でございます。主なものとして、増額、委託料ということになっております。

6目後期高齢者医療費でございますが、3億110万6,000円を計上させていただきました。前年度比といたしますと1,401万3,000円の増額となります。一般会計で予算を措置します群馬県後期高齢者医療広域連合への療養給付費の負担金及び後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。主なものといたしまして、療養給付費の負担金概算の要求による増額でございます。

以上でございます。

○松村 潤副議長 久保田子ども支援課長。

○久保田 裕子ども支援課長 同ページ、97、98ページを引き続きお願いいたします。下段の3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。前年度比3,591万2,000円増の7億6,395万7,000円を計上させていただきました。

主な事業としましては、100ページ説明欄をお願いいたします。説明欄1つ目の丸印、児童手当支給事業がございます。国、県の補助事業で、支給対象延べ人数の減少を見込み、3億6,348万5,000円を計上させていただきました。

次に、説明欄下から4つ目の丸印の出産祝金事業につきましては、1,275万円を計上させていただきました。

続きまして、102ページ説明欄をお願いいたします。2つ目の丸印の幼児教育・保育給食費無償化事業は、幼児教育・保育の無償化に合わせ、町独自の事業として、3歳児から5歳児の当町に住民登録のある園児の給食費を無償化したことにより、664万2,000円を計上させていただきました。

次の丸印の子ども・子育て支援事業につきましては、8,061万6,000円を計上させていただきました。増額の主なものは、子ども・子育て支援整備補助金で、学童保育所の施設整備に対し1,923万円の補助金を計上させていただいております。

続きまして、104ページの説明欄をお願いいたします。説明欄1つ目の丸印の一般経費につきましては、6,266万8,000円を計上させていただきました。こちらは、前年度比2,060万4,000円の増額となっておりますが、主なものは保育士等派遣業務委託料でございまして、5,709万円を計上させていただいております。

また、その2つ下、町有自動車購入費では、各幼稚園に自動車を配備するための2台分の254万9,000円を計上させていただきました。

以上、1目児童福祉総務費では、職員人件費、一般経費と18事業の予算を計上させていただいております。

続きまして、同じ103、104ページの下段をお願いいたします。2目保育所費でございます。前年度比535万5,000円増の2億6,621万7,000円を計上させていただきました。104ページ2つ目の丸印の保育園施設管理事業では、前年度比2,830万4,000円減の100万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、去年、中央保育園のエアコンの入替えがありましたが、今年はそういう大きな工事がないために、また保育園施設においての100万円の修繕費を対応できるようにということで、本年度より予算計上させていただいております。

次の丸印の保育園管理運営事業では1億5,544万2,000円を計上させていただきました。こちらは、中央保育園、南保育園運営事業の2年分でございます。こちらも増額という形になっておりますが、増額の理由としましては、会計年度任用職員の報酬や手当、事業保険事業主負担となっております。

続きまして、109、110ページをお願いいたします。下段、3目児童館費でございます。前年度比1,050万7,000円増の6,151万1,000円を計上させていただきました。児童館の管理運営事業といたしまして、説明欄116ページ中段まで及びますが、北児童館、中央児童館、東児童館、南児童館4館の経費等でございます。増額の主な理由としましては、児童館の中におきます会計年度任用職員の報酬や社会保険事業主負担等の増額というところでございます。

続きまして、115ページ、116ページをお願いいたします。中ほどになります、こども園費でございます。前年度比145万6,000円増の1億7,916万9,000円を計上させていただきました。116ページ説明欄2つ目になりますが、おうらこども園管理運営事業では、前年度比864万6,000円増の9,678万4,000円を計上させていただいております。説明欄的には120ページまで及びますが、増額の主なものは会計年度任用職員の報酬や手当、社会保険事業主負担となっております。

以上でございます。

○松村 潤副議長 松崎住民課長。

○松崎嘉雄住民課長 続きまして、119ページ、120ページをお願いいたします3款3項1目国民年金

事務取扱費でございます。職員人件費及び基礎年金事務事業でございます。898万1,000円を計上させていただきます。前年度比104万2,000円の増額となります。主な増額の理由といたしましては、人件費でございます。

以上です。

○松村 潤副議長 橋本健康福祉課長。

○橋本恵子健康福祉課長 続きまして、121、122ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。こちらは、1目全体では、前年度比638万2,000円減額の4億5,989万9,000円を計上させていただきました。

122ページ、説明欄の上から3つ目になります健康づくり推進事業では、令和2年度に健康増進計画のほうで策定となりまして、256万7,000円の減額となっております。

その下の医療対策事業につきましては、前年度比9万3,000円増額の1億1,307万8,000円を計上させていただきました。邑楽館林医療事務組合負担金でございます。

以上です。

○松村 潤副議長 松崎住民課長。

○松崎嘉雄住民課長 同じく124ページ、説明欄の1番目の丸になります。国民健康保険特別会計繰出金につきまして、2億1,266万9,000円を計上させていただきました。前年度比1,108万5,000円の減額となります。保険基盤安定制度繰出金から財政安定化支援事業繰出金までの繰出金でございます。

次の丸、医療費適正化対策事業につきましては、326万3,000円を計上させていただきました。前年度比3万6,000円の減額となります。低栄養防止対策事業費や未健診、未受療者等の対策費、保健指導を行うものでございます。

以上でございます。

○松村 潤副議長 橋本健康福祉課長。

○橋本恵子健康福祉課長 3つ目の丸になります。感染防止PCR検査推進事業ということで、新型コロナ対策費という新規事業で50万円を計上させていただきました。

また、次の2目予防費になります。前年度比1億8,106万円増額の3億1,567万2,000円を予定させていただきました。この目では、主に予防接種事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、結核予防推進事業、健康増進事業に要する経費を計上させていただいております。

124ページ、1つ目の丸、予防接種事業におきましては、予防接種法に基づき行う各種予防接種の委託料を見込んでおります。

一番下の丸になりますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業、こちらに関しましては、令和3年度の新規事業といたしまして、1億6,869万9,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。125、126ページになります。2つ目の丸の健康増進事業におき

ましては、健康診査事業、がん検診事業の経費を計上しております。

続きまして、127、128ページの下の欄をお願いいたします。3目母子衛生費、こちらにつきましては37万円増額の2,623万7,000円を計上させていただきました。128ページ説明欄1つ目の子育て世代包括支援センター運営事業につきましては、これは令和2年度からの新規事業となっておりますが、下から3行目の妊活サポートサービス業務委託料、こちらについては今年度からの新規事業となっております。

129、130ページをお願いいたします。4目保健センター費につきましては、保健センターの管理運営に要する経費58万7,000円増額の446万5,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○松村 潤副議長 山口安全安心課長。

○山口哲也安全安心課長 131ページ、132ページをお願いいたします。2段目になります。5目環境衛生費でございますが、2,803万8,000円を計上させていただきました。前年度比129万9,000円の減でございます。主な事業は、生活環境委員活動事業、狂犬病予防関連事業、1ページめくっていただきまして134ページ、特定外来生物等対策事業及び浄化槽整備事業でございます。

続きまして、その下、133、134ページの2段目になります。6目公害対策費でございますが、340万6,000円を計上させていただきました。前年度比52万7,000円の減でございます。主な事業といたしましては、公害対策事業、地域環境対策事業でございます。

以上です。

○松村 潤副議長 松崎住民課長。

○松崎嘉雄住民課長 続きまして、135、136ページをお願いいたします。7目後期高齢者健康診査等事業費につきましては、1,718万3,000円を計上させていただきました。前年度比47万4,000円の増額となります。75歳以上の方の健康診査、人間ドック等の経費補助金でございます。被保険者数の増を見込みまして計上いたしました。

以上でございます。

○松村 潤副議長 山口安全安心課長。

○山口哲也安全安心課長 同じく135、136ページをお願いいたします。中段になります。2項清掃費、1目清掃総務費でございますが、4億1,336万2,000円を計上させていただきました。前年度比1億2,748万円の減でございます。右側136ページの説明欄をお願いいたします。一般廃棄物処理事業に係る一部事務組合等への負担金と大泉町し尿処理施設事務委託負担金でございます。減額の主な理由といたしまして、新焼却炉太田市クリーンプラザの完成と大泉町清掃センターの焼却炉稼働停止によるものでございます。

続きまして、2目じん芥処理費でございますが、7,588万5,000円を計上させていただきました。前年度比2,638万円の増でございます。一般廃棄物収集運搬事業、資源ごみの分別収集推進のため

の事業でございますが、主な増額理由といたしまして、新焼却炉太田市クリーンプラザ稼働に伴う運搬距離などの増加及び令和3年度より事業開始予定の分別収集拠点施設の管理委託料計上によるものでございます。

続きまして、137、138ページをお願いいたします。3目地域し尿処理費でございますが、2,603万3,000円を計上させていただきました。前年度比651万4,000円の減でございます。新中野下水処理場及び明野浄化センターの維持管理事業でございます。

以上です。

○松村 潤副議長 小林商工振興課長。

○小林 隆商工振興課長 続きまして、139、140ページをお願いいたします。2つ目の表、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費でございます。前年度と同額の671万9,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○松村 潤副議長 吉田農業振興課長兼農業委員会事務局長。

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 続きまして、同じページ、139ページ、140ページの下段、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。前年度比140万円増額の2,587万2,000円を計上させていただきました。主な事業は、農業委員会運営事業でございます。増額の主な理由は、142ページの説明欄の下段、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬のそれぞれの能力報酬の分、合わせて150万円の増額でございます。

続きまして、同じページ、141、142ページの下段、2目農業総務費でございます。前年度比247万2,000円増額の6,476万4,000円を計上させていただきました。主な事業は、144ページの下段、森林病虫害等防除費用になります。増額の主な理由は、職員人件費の増額によるものでございます。

続きまして、同じ143、144ページの下段、3目農業振興費でございます。前年度比374万円減額の2,146万3,000円を計上をさせていただきました。主な事業といたしましては、野菜振興対策事業、それと次の146ページの有害鳥獣対策事業、水田利活用自給力向上事業、農業用機械購入費補助事業などでございます。減額の主な理由は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の減額によるものでございます。

続きまして、同じページ、145、146ページの下段、4目畜産振興費でございます。前年度比8,000円増額の31万9,000円で計上させていただきました。

続きまして、147、148ページをお願いいたします。上段の枠、5目農業振興地域整備費でございます。前年度比454万7,000円の増額で608万5,000円で計上させていただきました。増額の主な理由は、農業振興地域整備計画作成委託料及び農業次世代人材投資資金の増額によるものでございます。

続きまして、その下の枠、6目農地費でございます。前年度比1,183万9,000円増額の2,263万9,000円を計上させていただきました。増額の主な要因として、土地改良事業の藤川用水整備等事

業負担金や基幹水利施設管理事業負担金、小規模農村整備事業の大黒堀用排水路水門設置工事などによるものでございます。

続きまして、その下の枠、7目農業構造改善費でございます。前年度比223万8,000円減額の1,577万7,000円で計上させていただきました。主な事業といたしましては、150ページの説明欄、多面的機能支払事業、また農業用排水路管理事業などでございます。

以上でございます。

○松村 潤副議長 齊藤都市建設課長。

○齊藤順一都市建設課長 続きまして、149、150ページをお願いいたします。中段の8目農業土木費でございますが、前年度比1,838万5,000円の増額4,793万円を計上させていただきました。主な理由といたしますと、小規模農村整備事業の増額でございます。150ページ、説明欄丸印の小規模農村整備事業といたしまして4,593万円を計上し、5地区の整備を予定いたしました。

以上でございます。

○松村 潤副議長 小林商工振興課長。

○小林 隆商工振興課長 続きまして、同じく同ページ、149、150ページの下段をお願いいたします。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費でございます。前年度比50万7,000円減額の4,335万9,000円を計上させていただきました。減額の主な要因につきましては、職員人件費によるものでございます。

続きまして、151ページ、152ページをお願いいたします。152ページ上段、説明欄2つ目の丸印、新型コロナウイルス感染状況調査事業200万円を計上させていただきました。今回新規事業としまして、PCR検査を受けた事業者に対し補助するというものでございます。

同じく151ページ、2目商工振興費では、前年度比1,666万3,000円増額の7,511万2,000円を計上させていただきました。増額の主な要因でございます。右側の152ページ、説明欄上から4つ目の丸印、商工振興事業の中の2つ目の黒ポツ、おうら祭り事業、おうら祭り補助金、前年度と比較して200万円増額の935万円を計上させていただきました。

その下、4つめの黒ポツ、商工支援事業の3行目、邑楽町住宅リフォーム補助金、前年度比200万円増額の1,000万円を計上させていただきました。

その下、丸印、新商品研究開発推進事業、新商品開発・経営革新推進補助金（新型コロナ対策）500万円を計上させていただきました。コロナ予防対策などについて、事業者等への支援でございます。

その下、丸印、消費活性化事業、前年度比907万2,000円増額の1,000万円を計上させていただきました。増額の主な要因でございます。邑ごはん食事券事業補助金となっております。今回につきましては、小学生、中学生、高校生までを対象としております。

続きまして、153ページ、154ページをお願いいたします。2つ目の表でございます。3目共同福

社施設費では、前年度比9万1,000円増額の146万9,000円を計上させていただきました。

続きまして、その下、4目消費生活対策費でございます。前年度比45万6,000円増額の824万6,000円を計上させていただきました。増額の主な理由は、職員手当等の増額によるものでございます。

続きまして、155ページ、156ページをお願いいたします。2つ目の枠でございます。5目観光費でございます。前年度比1,651万5,000円減額の1,851万6,000円を計上させていただきました。減額の主な理由につきましては、シンボルタワーエレベーター改修工事が完了したことによるものでございます。

以上でございます。

○松村 潤副議長 齊藤都市建設課長。

○齊藤順一都市建設課長 続きまして、157、158ページをお願いいたします。下の表の8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございますが、前年度比6万1,000円減額の3,289万6,000円を計上させていただきました。

次の159、160ページをお願いいたします。下の表の2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費でございますが、前年度比2万円減額の10万3,000円を計上させていただきました。同盟会及び協会等の負担金でございます。

次の2目道路維持費でございますが、前年度比133万6,000円増額の4,747万7,000円を計上させていただきました。道路の維持補修業務や街路樹の管理委託等でございます。増額の主な理由といたしますと、162ページ、説明欄の上段の道路管理事業の街路樹管理委託料、道路管理委託料の増額によるものでございます。

次の3目道路新設改良費でございますが、前年度比5,405万9,000円減額の1億8,440万7,000円を計上させていただきました。減額の主な理由といたしますと、162ページ、説明欄2つ目の丸印、道路新設改良事業の町道整備国庫補助事業及び町道整備事業の減額によるものでございます。

次の4目用悪水路費でございますが、前年度と同額の400万円を計上させていただきました。

次の5目橋りょう費でございますが、前年度比1,529万円増額の1,529万円を計上させていただきました。増額の主な理由といたしますと、162ページ説明欄の丸印の道路橋りょう維持事業の橋りょう点検業務委託料の増額によるものでございます。

その下の表、3項河川費、1目河川総務費でございますが、前年度比2万円減額の91万8,000円を計上させていただきました。

163、164ページをお願いいたします。下の表の4項都市計画費、1目都市計画総務費でございますが、前年度比2億4,617万3,000円増額の2億7,968万6,000円を計上させていただきました。増額の主な理由といたしますと、164ページの説明欄の下段、4つ目の丸印、生活拠点施設整備事業の道路工事請負費及び道路用地購入費の増額によるものでございます。

次の2目土地区画整理費でございますが、前年度比187万9,000円増額の1億5,761万6,000円を計

上させていただきました。増額の主な理由といたしますと、166ページ、説明欄の中段、上から1つ目の丸字の職員人件費の増額によるものでございます。

以上でございます。

○松村 潤副議長 山口安全安心課長。

○山口哲也安全安心課長 167、168ページ上の段をお願いいたします。3目公共下水道費でございますが、1億8,775万4,000円を計上させていただきました。前年度比837万6,000円の増でございます。下水道事業特別会計への繰出金でございます。

以上です。

○松村 潤副議長 齊藤都市建設課長。

○齊藤順一都市建設課長 続きまして、同じページをお願いいたします。上段、4目公園費でございますが、前年度比21万円増額の6,147万円を計上させていただきました。増額の主な理由といたしますと、168ページ、説明欄の中段、上から3つ目の丸印の公園管理事業の下段の公園管理委託料の増額によるものでございます。

続きまして、169、170ページをお願いいたします。5項住宅費、1目住宅管理費でございますが、前年度比83万8,000円増額の1,675万6,000円を計上いたしました。増額の主な理由といたしますと、170ページ、説明欄の上から1つ目の丸印の住宅維持管理事業の職員人件費と中段の町営住宅管理システム改修委託料の増額によるものでございます。

以上でございます。

○松村 潤副議長 山口安全安心課長。

○山口哲也安全安心課長 171ページ、172ページをお願いいたします。2段目でございます。9款1項消防費、1目常備消防費でございますが、3億7,072万9,000円を計上させていただきました。前年度比1,026万2,000円の減でございます。館林地区消防組合常備消防費の負担金でございます。

続きまして、2目非常備消防費でございますが、2,944万7,000円を計上させていただきました。前年度比431万2,000円の減でございます。邑楽消防団に要する経費の負担金でございます。

続きまして、3目消防施設費でございますが、3,588万9,000円を計上させていただきました。前年度比269万9,000円の減でございます。消防施設の維持管理等に要する経費等の負担金でございます。

続きまして、4目災害対策費でございますが、785万6,000円を計上させていただきました。前年度比801万9,000円の増額でございます。防災行政無線戸別受信機の購入が終了したので、減額するものでございます。

以上です。

○松村 潤副議長 暫時休憩します。

〔午後 2時15分 休憩〕

○松村 潤副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 2時30分 再開〕

○松村 潤副議長 中繁学校教育課長。

○中繁正浩学校教育課長 続きまして、173、174ページをお願いいたします。173ページの上段、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費でございます。前年度比5万6,000円減額の136万5,000円を計上させていただきました。教育委員会に係る経費でございます。

続きまして、2目事務局費でございます。事務局費につきましては、前年度比1,582万9,000円増額の9,163万1,000円を計上させていただきました。主な内容は、右側説明欄の白丸、職員人件費7,865万円、こちらは職員及び特別職の人件費でございます。

次に、ページをめくって175ページ、176ページをお願いいたします。中ほどになりますが、3目学校教育指導費につきましては、前年度比1,259万1,000円増額の1億4,525万8,000円を計上させていただきました。主な増額の理由は、会計年度任用職員報酬などの増額に伴うものでございます。主な事業としまして、右側説明欄の一番下の白丸、学校教育指導事業1,104万9,000円を計上させていただきました。主に教職員の校務の効率化を図るための校務支援システム等賃借料でございます。

ページをめくって177、178ページをお願いいたします。右側説明欄の上から1つ目の白丸、英語指導助手設置事業2,493万7,000円は、小中学校に配置する英語指導助手6名分を計上させていただきました。

右側説明欄の2つ目の白丸、教育相談事業1,490万9,000円につきましては、教育相談員の報酬や適応指導教室指導員の報酬が主なものでございます。

次に、ページをめくって、179、180ページをお願いいたします。説明欄の上から1つ目の白丸、臨時補助教員等配置事業8,154万7,000円は、小中学校の臨時補助教員の報酬が主なものでございます。

説明欄の2つ目の白丸、要保護・準要保護世帯等就学支援事業1,074万円は、要保護・準要保護世帯の子供の就学に係る費用の援助、高校、大学等に入学するときの準備金と奨学金の貸付け事業でございます。

その下の枠、4目教育研究所費につきましては、前年度比12万9,000円減額の86万6,000円を計上させていただきました。町教職員で組織する教育研究所の諸費用でございます。

下段、2項小学校費、1目学校管理費につきましては、前年度比186万3,000円減額の8,079万6,000円を計上させていただきました。主な減額の理由は、教師用指導書の購入に係る需用費の減額によるものでございます。

右側説明欄の白丸、小学校運営事業につきましては、小学校4校分でございます。全体でまとめ

て4,921万4,000円を計上させていただきました。

次に、ページが少し飛んで、189、190ページをお願いいたします。右側説明欄の中ほどより少し上の白丸、小学校施設管理事業3,158万2,000円は、小学校4校分を計上させていただきました。

下段、2目教育振興費につきましては、前年度比43万3,000円減額の819万8,000円を計上させていただきました。主な減額の理由は、負担金の減額でございます。

右側説明欄の一番下の白丸、教育振興事業301万7,000円は、小学校4校分の教材用備品の購入費と学校関係の負担金等を計上させていただきました。

次に、ページが少し飛んで、193、194ページをお願いいたします。右側説明欄の中ほどの白丸、就学奨励事業518万1,000円を計上させていただきました。

中段の3目学校建設費につきましては、前年度比1億925万円減額の740万円を計上させていただきました。右側説明欄の白丸、中野小学校改修事業では、高圧交流負荷開閉器の更新費用、その下の白丸、高島小学校改修事業では東校舎のトイレ改修工事の設計費用と保健室の床の改修費用をそれぞれ計上させていただきました。

下段になりますが、3項中学校費、1目学校管理費につきましては、前年度比1,261万9,000円増額の5,212万9,000円を計上させていただきました。主な増額の理由は、教師用指導書の購入に係る需用費と新型コロナ対策のバス借上料の増額によるものでございます。

右側説明欄の白丸、中学校運営事業につきましては、中学校2校分の合わせて3,619万1,000円を計上させていただきました。

次に、ページを少しめくって197、198ページをお願いいたします。右側説明欄の下のほうの白丸、中学校施設管理事業は2校分で1,593万8,000円を計上させていただきました。

ページをめくって、199、200ページをお願いいたします。下段の2目教育振興費につきましては、前年度より9万円減額の735万6,000円を計上させていただきました。右側説明欄の白丸、教育振興事業249万7,000円につきましては、中学校2校分の教材用備品の購入費と学校関係の負担金等を計上させていただきました。

ページをめくって、201、202ページをお願いいたします。右側説明欄の中ほどの白丸、就学奨励事業は2校分の485万9,000円を計上させていただきました。

中段の3目学校建設費につきましては、前年度比1,940万円減額の1,000万円を計上させていただきました。右側説明欄の白丸、邑楽中学校改修事業では、南校舎の外壁改修の設計費用や屋外埋設給水管などの更新に係る費用を計上させていただきました。

以上です。

○松村 潤副議長 久保田子ども支援課長。

○久保田 裕子ども支援課長 引き続き、同201、202ページ下段をお願いいたします。4項幼稚園費、1目幼稚園費でございます。前年度比659万円増の1億1,356万4,000円を計上させていただきました。

た。中野幼稚園、長柄幼稚園の2園の運営経費等で、増額の主なものは、204ページの説明欄をお願いいたします。1つ目の丸印の下の黒ボツ印、幼稚園施設管理事業で、前年度比482万3,000円増の3,408万1,000円を計上いたしました。増額の主なものは、会計年度任用職員の報酬や手当、社会保険事業主負担と幼稚園2園施設の大きめな修繕に対応できるよう100万円を修繕料として計上させていただきました。

続きまして、飛びまして208ページ、上の表の説明欄、最後の丸印、幼稚園施設整備事業は、中野幼稚園の屋上防水改修に係る設計業務委託料など351万6,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○松村 潤副議長 田中生涯学習課長。

○田中敏明生涯学習課長 引き続き、207、208ページをお願いいたします。10款教育費、5項社会教育費でございます。1目社会教育総務費につきましては、前年度比728万6,000円増の5,241万7,000円を計上させていただきました。主な内訳でございますが、208ページ、説明欄上の丸、職員人件費が536万1,000円の増、これは職員の異動に伴うものでございます。

その下の丸印、一般経費は次のページまで続きます。210ページをお願いいたします。真ん中よりやや下、芸術文化事業持続化給付金100万円、こちらは新型コロナウイルス対策費として継続するものでございます。

その下の丸印、社会教育事業は、主に社会教育委員の活動に係る経費48万4,000円でございます。

一番下の丸印、人権教育事業は、ページをめくっていただきまして、212ページまで続きます。こちらは、小中学生の人権擁護啓発作品募集に係る経費をはじめとして92万9,000円を計上してございます。

次の丸印、文化振興事業は、小中学校への指導者の派遣を中心に、芸術文化活動の担い手育成をはじめとしたソフト事業の展開を予定しているものでございます。46万2,000円を計上させていただきました。

その2つ下の丸印、岡部蒼風顕彰事業は、18万4,000円を計上させていただきました。

その下の丸印、文化芸術活動奨励事業は、文化芸術面で功績のあった方への表彰に係る経費として1万1,000円を予定させていただきました。

その下の丸印、共生社会ホストタウン推進事業は、トンガ王国のパラリンピック選手を招いた文化交流事業などの経費として108万1,000円を計上させていただきました。こちらは214ページまで続いております。

214ページ、2目青少年育成費につきましては、前年度ほぼ同額の219万9,000円を計上させていただきました。

3目文化財保護費につきましては、前年度比227万3,000円の増額となる375万6,000円を計上させていただきました。増額の主な内容は、会計年度任用職員の報酬及び手当等でございます。こちら

は216ページまで続いております。

215、216ページ、4目中央公民館費につきましては、1億601万2,000円を計上させていただきました。前年度比565万3,000円の増となっております。増額の主なものは、職員人件費、管理運営事業に係るものでございます。そこから224ページにかけて記載しておりますとおり、公民館の管理運営、青少年育成推進事業、公民館生涯学習事業、文化講座事業及び文化芸術鑑賞事業等を行うものでございます。

223、224ページ、5目長柄公民館費につきましては、293万4,000円増の3,233万6,000円を計上させていただきました。増額の主な理由は、説明欄上から2つ目の丸、長柄公民館管理運営事業のうち226ページに記載のとおり、トイレの洋式化のための設計委託料や施設2階部分の空調機更新工事等によるものでございます。

また、225、226ページから227、228ページにかけて記載のとおり、公民館の管理運営、少年教育事業、公民館生涯学習事業等を行うものでございます。

227、228ページの6目高島公民館費につきましては、前年度比398万円増の2,854万3,000円を計上しました。増額の主な理由は、説明欄の上から2つ目の丸印、高島公民館管理運営事業のうち230ページ中ほどに記載のとおり、トイレの洋式化のための改修工事等でございます。

また、227ページ、228ページから231、232ページに記載のとおり、施設の適切な管理運営に努めるとともに、青少年育成事業や公民館生涯学習事業などを実施するものでございます。

続きまして、231ページ、232ページ、7目図書館費につきましては、前年度比4,224万3,000円減の8,250万9,000円を計上させていただきました。減額の主な内容は、2か年にわたる空調機器更新工事が終了したことによるものでございます。新型コロナウイルスの感染防止対策を行いながら、引き続き図書館の管理運営や図書館活動推進事業を推進するとともに、資料整理事業では、蔵書等の充実に努めていきたいと思っております。こちらは236ページまで続いております。

235、236ページですが、次に6項保健体育費です。1目保健体育総務費につきましては、前年度比155万円増額となる737万2,000円を計上しました。増額の主な理由は、町民体育祭の新型コロナ対策費や共生社会ホストタウン推進のためのスポーツ推進大会の講師謝礼等でございます。令和3年度につきましては、新型コロナウイルスの感染防止対策を第一に、スポーツ推進事業で町民体育祭やニュースポーツ祭事業、スポーツ推進助成事業を行うというものでございます。こちらは238ページまで続いております。

2目体育施設費ですが、前年度比600万4,000円増の880万8,000円を計上しました。増額の主な理由は、青少年広場の防球ネット設置工事の実施によるものです。そのほかにも青少年広場やテニスコート、緑ヶ岡公園の管理運営等を継続して行ってまいります。

同じページ、3目町民体育館費につきましては、前年度比23万7,000円減の2,851万3,000円を計上させていただきました。減額の主な理由は、職員人件費の減等でございます。町民体育館の適切

な維持管理に努めるとともに、各種スポーツ教室等を開催してまいります。こちらは242ページまで続いております。

241、242ページ、4目武道館費につきましては、前年度比35万9,000円減の61万7,000円を計上させていただきました。減額の主な理由は、武道館の床補修工事の終了によるものでございます。

5目スポーツ・レクリエーション広場費につきましては、前年度比3,001万3,000円増額となる3,231万9,000円を計上させていただきました。これは、244ページ、説明欄一番上に記載のとおり、照明機器の改修工事の実施によるものでございます。

以上でございます。

○松村 潤副議長 中繁学校教育課長。

○中繁正浩学校教育課長 243ページの一番上、6目給食センター費でございます。給食センター費につきましては、前年度比752万2,000円増額の2億3,662万8,000円を計上させていただきました。主な増額の理由は、会計年度任用職員報酬などの増額に伴うものでございます。

右側説明欄の1つ目の白丸、職員人件費は1,517万3,000円を計上させていただきました。

2つ目の白丸、学校給食センター管理運営事業につきましては、582万5,000円を計上させていただきました。主な内容は、施設関係の保守点検委託料などでございます。

次に、ページをめくって、245、246ページをお願いいたします。右側説明欄一番上の白丸、学校給食事業につきましては、2億1,563万円を計上させていただきました。主な内容は、会計年度任用職員の報酬、光熱水費、賄材料費、給食搬送業務委託料などでございます。

以上でございます。

○松村 潤副議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 続きまして、247ページ、248ページをお願いいたします。3つ目の表、12款公債費、1項公債費でございます。1目元金では、前年度比1,479万4,000円増額の7億1,976万8,000円を計上いたしました。

2目利子では、579万1,000円減額の2,698万1,000円を計上いたしました。

続きまして、14款予備費、1目予備費をお願いいたします。前年度比3,000万円増の5,000万円を計上いたしました。増額の理由としましては、新型コロナウイルス対策等につきまして、速やかに対応できるよう増額をしたものでございます。

一般会計の補足説明は以上でございます。

○松村 潤副議長 松崎住民課長。

○松崎嘉雄住民課長 続きまして、令和3年度邑楽町国民健康保険特別会計予算補足説明をさせていただきます。

国民健康保険特別会計予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億6,102万4,000円を計上させていただきました。前年度比1億

623万3,000円の減額でございます。

9 ページ、10ページをお願いいたします。初めに、歳入でございます。1 款 1 項国民健康保険税につきましては、1 目、2 目を合わせまして6 億1,381万2,000円を計上させていただきました。各課税分につきましては、10ページの説明欄のとおりでございます。

続きまして、11、12ページをお願いいたします。2 款、それから3 款につきましてですけれども、存目ということとなります。

次の5 款県支出金、1 項県負担金・補助金、1 目保険給付費等交付金につきましては、町が必要とする医療費給付を県が推計いたしまして、県から交付されるものでございます。暫定の見込みといたしまして20億8,451万9,000円を計上させていただくものでございます。

2 目健康増進事業補助金は1,000円を計上させていただきました。

13ページ、14ページをお願いいたします。5 款 2 項財政安定化基金支出金、こちらについては災害等やむを得ない事情が発生した場合に支出される交付金でございます。

また、6 款 1 項 1 目利子及び配当金は、国民健康保険基金の利子収入を見込んでおります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金につきましては、2 億1,266万9,000円を計上させていただきました。こちらも法定内の繰入れということでございます。

15、16ページをお願いいたします。7 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目基金繰入金につきましては、本年度5,000万円を計上させていただきました。

次の8 款繰越金、1 項繰越金につきまして、こちらは2,000円を計上させていただいております。

次の9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、次の9 款諸収入、2 項預金利子、1 目預金利子、9 款 3 項 1 目の特定健康診査等受託料、続いて17、18ページの雑入、次の10款 1 項 1 目町債、10款 2 項 1 目財政安定化基金貸付金につきましては、存目ということになります。

21ページ、22ページをお願いいたします。こちらから歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費につきましては、4,455万3,000円を計上させていただきます。また、下段の1 款 2 項徴税費につきましては、合計いたしまして347万8,000円を計上させていただきました。22ページの説明欄、国保税電算委託料の減額によるというものでございます。

また、23、24ページをお願いいたします。1 款総務費、3 項運営協議会費につきましては、24万1,000円を計上させていただいております。

中段、2 款保険給付費につきましては、1 項療養諸費から2 項高額療養費、次の25、26ページの3 項移送費、4 項出産育児諸費、5 項葬祭諸費、6 項傷病手当金諸費まで合わせまして20億2,955万9,000円を計上させていただきました。

27、28ページをお願いいたします。3 款国民健康保険事業費納付金につきましては、保険給付費に充てるための事業費を県に納めるための予算ということになっております。

1 項医療給付費分につきましては、医療費に関する費用を納さめるもので、5 億1,785万4,000円

を計上させていただきます。

2 項後期高齢者支援金等分につきましては、2 億222万1,000円を計上させていただきます。

3 項介護納付金分につきましては、6,191万円を計上させていただきます。

4 款1 項1 目財政安定化基金拠出金につきましては、存目となります。

29、30ページをお願いいたします。5 款1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費につきましては、1,982万9,000円を計上させていただきます。右の説明欄、上段の下から3 番目になりますけれども、医療費適正化委託料を計上させております。医療分析や受診勧奨、健康審査異常値放置者の受診勧奨等の費用でございます。また、人間ドック補助金につきましても見込んでおります。

5 款2 項1 目特定健康診査等事業費につきましては、3,140万1,000円を計上させていただきます。

また、31、32ページをお願いいたします。6 款基金積立金から7 款公債費、1 項公債費及び7 款2 項財政安定化基金償還金につきましては、存目等になります。

その下、8 款1 項償還金及び還付加算金につきましては、701万7,000円を計上いたしました。

2 項延滞金から3 項繰入金も前年と同額ということで計上させていただいております。

次の9 款予備費につきましては、4,295万3,000円を計上させていただきます。

以上で国民健康保険特別会計の予算の補足説明を終了させていただきます。よろしく申し上げます。

○松村 潤副議長 松崎住民課長。

○松崎嘉雄住民課長 続きまして、後期高齢者医療特別会計の補足説明をさせていただきます。

後期高齢者医療特別会計予算書1 ページをお願いいたします。第1 条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3 億3,445万9,000円を計上させていただきます。前年度と比較いたしまして1,708万8,000円の増額でございます。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。歳入でございます。1 款1 項後期高齢者医療保険料の1 目は、後期高齢者医療に係る保険料のうち年金から引かれる特別徴収保険料ということになります。2 目は、納入通知書または口座振替による普通徴収で、1 目、2 目合わせて2 億6,259万2,000円を見込むものでございます。

続きまして、2 款繰入金、1 項一般会計繰入金につきましては、1 目、2 目を合わせまして7,168万2,000円を予定をさせていただきます。1 目は、後期高齢者医療制度の運営に必要な事務経費及び広域連合負担金であります。また、2 目につきましては、保険基盤安定繰入金になります。こちらは、保険料の軽減分を補うために、必要な町負担分を一般会計から繰入れるものでございます。

続きまして、3 款諸収入につきましてでございますけれども、1 項延滞金、加算金及び過料、2 項償還金及び還付加算金ということでございます。

次の9、10ページ、3項預金利子、4項雑入、4款繰越金につきましては、前年度と同額で計上させていただきます。

続きまして、11、12ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、一般経費といたしまして32万5,000円を計上させていただきます。

2項徴収費につきましては、後期高齢者に係る保険料に係る事務経費でございます。123万1,000円を計上させていただきました。

3段目、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合の運営経費及び町が徴収いたしました保険料の徴収金と、その保険料の軽減分の納入金を合わせまして3億3,172万1,000円を計上させていただきます。

3款諸支出金につきましては、次の13、14ページに続いております。こちらは存目ということになります。

2段目になりますけれども、4款1項1目予備費につきましては、前年度と同様で100万円を計上させていただきました。

以上で後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わらせていただきます。

○松村 潤副議長 橋本健康福祉課長。

○橋本恵子健康福祉課長 続きまして、令和3年度邑楽町介護保険特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条です。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億293万3,000円と予定させていただきたいというものであります。前年度比2,630万5,000円の増額となっております。内容につきましては、事項別明細書で説明をさせていただきます。

9ページ、10ページをお願いいたします。歳入になります。1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、こちらにつきましては65歳以上の方が負担する介護保険料となっております。特別徴収分、普通徴収分を合わせまして5億3,840万3,000円を見込ませていただきました。

その下の2款国庫支出金、1項国庫負担金、こちらにつきましては、介護保険法で定められた介護給付費に対する国の負担金ということになりますが、255万4,000円増額の3億4,654万3,000円を計上させていただきました。

同じく2款2項国庫補助金、こちらにつきましては、国の負担割合で交付される1目の調整交付金、2目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、3目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、4目保険者機能強化推進交付金、5目の介護保険保険者努力支援交付金、こちらを合わせまして4,159万1,000円を計上させていただきます。

11ページ、12ページをお願いいたします。3款1項支払基金交付金、こちらにつきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料を社会保険診療報酬支払基金が取りまとめ、保険者で

ある市町村に、介護給付費分、地域支援事業分として交付するものでございます。こちらに関しましては、816万3,000円増額の5億3,709万9,000円を予定させていただきました。

次の4款県支出金、1項県負担金につきましては、532万8,000円増額の2億7,406万円を予定させていただきます。介護保険法で定められた介護給付費に対する県の負担金となっております。

4款2項財政安定化基金支出金につきましては、存目となっております。

4款3項県補助金、こちらでは1目、2目を合わせまして、前年度比77万1,000円増額の1,731万7,000円を計上させていただきました。地域支援事業に対する県の補助金となっております。

次のページ、13、14ページをお願いいたします。5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では、介護保険基金の利子収入として3,000円を計上いたしました。

6款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、介護保険法で定められた介護給付費、地域支援事業に係る町負担分、低所得者保険料軽減繰入金、その他一般会計繰入金を合わせまして、前年度比111万円減額の3億4,790万9,000円を計上いたしました。

その他6款2項基金繰入金、7款1項繰越金、次のページになりますが、8款諸収入、1項延滞金及び過料につきましては存目となっております。

15ページの8款2項預金利子、こちらにつきましては5款財産収入へと計上いたしました。

続きまして、歳出でございます。17、18ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費から、19、20ページの下段、5項運営協議会費までとなっております。1項の総務管理費では職員人件費、一般経費のほか介護認定事業に係る経費を5,781万円計上いたしました。

次のページをお願いいたします。2項徴収費、こちらでは賦課徴収経費を270万5,000円、3項介護認定審査会費、こちらでは館林市と邑楽郡内5町で共同設置をしている審査会への負担金を527万7,000円、また趣旨普及費、こちらが5万円、それから5項運営協議会費21万6,000円を含めて1款の款の合計は460万5,000円減額の6,605万8,000円を予定させていただきます。

減額の主なものといたしましては、19、20ページの5項運営協議会費、こちらにございますが、昨年度計上していた高齢者保健福祉計画策定業務が完了したということでございます。

21、22ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、こちらにつきましては、要介護の認定を受けた方が介護サービスを利用したときの給付費といたしまして、10目ありますが、給付費増を見込みまして、1,355万円増額の17億4,725万4,000円を予定させていただきます。

2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援の認定を受けた方のサービス給付費といたしまして、23ページ、24ページまで8目ありますが、こちらは679万5,000円増額の5,472万5,000円を計上させていただきました。

3項その他諸費につきましては、審査支払手数料として、前年度比6万円減額、156万円を計上

しております。

4項高額介護サービス等費につきましては、前年度比356万4,000円増額の3,818万円を計上させていただきます。

25、26ページになります。5項高額医療合算介護サービス等費につきましては、前年度と同額の500万1,000円を、6項市町村特別給付費、こちらに関しましては、新規事業といたしまして、一般会計から事業を移行し、取り組むものとなっております。紙おむつ支給事業費、出張理・美容サービス事業費といたしまして242万5,000円を計上をさせていただきます。

7項特定入所者介護サービス等費につきましては、実績を考慮いたしまして120万円増額の6,362万2,000円を計上させていただきます。

この2款保険給付費全体につきましては、前年度比2,747万4,000円増額の19億1,276万7,000円の計上しております。歳出総額に占める割合は、約90.9%となっております。

続きまして、3款につきましては存目となっております。

27、28ページをお願いいたします。5款地域支援事業費でございます。1項介護予防・生活支援サービス事業費、こちらに関しましては、1日から3目を合わせまして7,746万5,000円を計上させていただきます。1目介護予防・生活支援サービス事業費、こちらに関しましては、要支援1、2と判定された方や、運動、栄養、口腔など、生活機能の低下が見られる方への訪問、通所サービスとなっております。17万8,000円増の7,020万8,000円を計上いたしました。

2目第1号介護予防支援事業費、こちらに関しましては、地域包括支援センターが要支援者に対するアセスメントを行い、その置かれた環境や状態に応じて、本人が自立した生活を送れるようにケアプランを作成するものでございます。

2項一般介護予防事業費、こちらに関しましては、65歳以上の高齢者全般に向けて、介護予防に取り組むきっかけを提供するものとなっております。こちらに関しましては、197万円を計上させていただきます。

29、30ページをお願いいたします。3項包括的支援事業費・任意事業費、こちらに関しまして、1目包括的支援事業費につきましては、9万9,000円減額の3,561万7,000円を計上させていただきます。

次のページ、33、34ページをお願いいたします。こちらは4項その他諸費、中段になりますが、こちらにつきましては、審査支払手数料といたしまして前年度と同額を計上いたしました。

6款諸支出金では、償還金及び還付加算金といたしまして、保険料の還付金等を前年度と同額の60万2,000円を計上させていただきます。

35、36ページをお願いいたします。2項繰出金につきましては存目となっております。

7款予備費、こちらにつきましては、不測の事態に迅速に対応するための費用といたしまして172万2,000円を予定させていただきます。

以上でございます。

○松村 潤副議長 山口安全安心課長。

○山口哲也安全安心課長 続きまして、令和3年度呂楽町下水道事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

最後の緑色の紙をめくっていただきますと下水道事業特別会計予算がございます。1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,203万9,000円計上させていただきました。前年度比9,687万円の増額でございます。内容については、事項別明細書で説明させていただきます。

予算書の9、10ページをお願いいたします。歳入でございます。9ページ、10ページでございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道負担金を165万円計上させていただきました。前年度比5万円の増でございます。公共下水道受益者負担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料を7,028万4,000円計上させていただきました。前年度比89万8,000円の増でございます。公共下水道使用料でございます。

2項手数料、1目下水道手数料、1万5,000円計上させていただきました。前年度と同額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金を4,200万円計上させていただきました。前年度比2,860万円の増でございます。社会資本整備総合交付金でございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目下水道県費補助金を50万円計上させていただきました。前年度比10万円の減でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金を1億8,775万4,000円計上させていただきました。前年度比837万6,000円の増でございます。

6款1項1目繰越金を10万円計上させていただきました。前年度と同額でございます。

7款諸収入、1項1目雑入を13万6,000円計上させていただきました。前年度比5万4,000円の減でございます。

8款1項町債、1目下水道債を7,960万円計上させていただきました。前年度比5,910万円の増でございます。公共下水道整備事業債、東毛流域下水道西呂楽処理区建設事業債でございます。増額の理由は、対象工事の増によるものでございます。

続いて、歳出でございます。13ページ、14ページをお願いいたします。1款下水道費、1項公共下水道費、1目下水道総務費、14ページ説明欄のとおり、一般経費、公共下水道事業、16ページ説明欄の流域下水道事業の各節の合計で2億3,748万3,000円を計上させていただきました。前年度比9,738万円の増でございます。増額の主な理由としましては、管渠整備事業の公共下水道築造費と、めくっていただきまして15、16ページをお願いいたします。東毛流域下水道建設事業の負担金が前年度より増額となることによるものでございます。

その下、2款1項公債費、1目元金を1億1,1,879万円計上させていただきました。前年度比209万3,000円の増でございます。

2目利子2,566万6,000円計上させていただきました。前年度比206万3,000円の減でございます。

3款1項1目予備費を10万円計上させていただきました。前年度と同額でございます。

以上でございます。

○松村 潤副議長 これをもちまして、令和3年度予算に関する提案説明並びに補足説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和3年度各会計の予算につきましては、後日それぞれの常任委員会を開催後に改めて審議したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤副議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うこととします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○松村 潤副議長 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午後 3時18分 散会〕